明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

十八　汚水処理装置（微生物による処理及び塩素又は紫外線による消毒を行うものに限る。）

十九　海事衛星通信装置

二十　自動衝突予防援助装置

二十一　造水機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）

二十二　給湯機（主機関で生じた廃熱を利用するものに限る。）

二十三　推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。）

イ　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ又は二重反転プロペラに限る。）

ロ　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。）

ハ　推進効率改良型船型（船尾装着フィン又は風圧抵抗軽減型船首に限る。）

ニ　エア・シール型船尾管軸封装置

二十四　船首方位制御装置

二十五　熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）

二十六　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー、自動制御型ボイラー又はコンポジット・ボイラー

二十七　荷役用のサイド・ポート、ランプ・ウェイ又は暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置

二十八　コンテナ船、重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）又は油タンク船（永久バラスト・タンクを有するものを除く。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置

二十九　燃料油タンクの船外からの注油管の弁の数が五以上の船舶（当該弁の集中配置場所が二以下のものを除く。）にあっては、当該弁の遠隔制御装置

三十　ばら積みの液体貨物を輸送する船舶にあっては、当該液体貨物の荷役装置の遠隔制御装置

三十一　二酸化炭素放出抑制指標の基準

イ　二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省・環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。）第一条第一項に規定するタンカー等（Dw（載貨重量トン数をいう。以下同じ。）が二万トン以上のものに限る。）（ロに掲げるものを除く。）　$1{,}133.484Dw^{-0.488}$

ロ　指標基準省令第一条第一項に規定するタンカー等（Dwが二万トン以上のものに限る。）（その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）　$1{,}133.67Dw^{-0.488}$

ハ　指標基準省令第一条第二項に規定する液化ガスばら積船（Dwが一万トン以上のものに限る。）　$1{,}041.60Dw^{-0.456}$

ニ　指標基準省令第一条第四項に規定するばら積貨物船（Dwが二万トン以上のものに限る。）　$894.4647Dw^{-0.477}$

ホ　指標基準省令第一条第五項に規定するコンテナ船（Dwが一万五千トン以上のものに限る。）　$162.0246Dw^{-0.201}$

ヘ　指標基準省令第一条第六項に規定する冷凍運搬船（Dwが五千トン以上のものに限る。）　$211.1193Dw^{-0.224}$

ト　指標基準省令第一条第七項に規定する一般貨物船（Dwが一万五千トン以上のものに限る。）　$99.9564Dw^{-0.216}$

別表二　内航船舶

番号	船舶
1	総トン数が三百トン以上二千トン未満の鋼船（薬品タンク船を除く。以下この表において同じ。）で第一号から第五号までに掲げる船舶にあっては、それぞれ第六号又は第七号に規定する装置（第六号又は第七号に掲げる装置及び第一号から第五号までに掲げる装置）の全てを有しているもの 一　別表一第一号から第三号まで、第五号から第十号まで及び第十三号に掲げる装置 二　発電用機関（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　燃料油（加熱を要するものに限る。）の自動温度制御装置付発電機関 ロ　A重油専用発電機関 ハ　ターボ・ジェネレーター 三　推進関係機器（次のいずれかに該当するものに限る。） イ　推進効率改良型舵（整流板付舵、フラップ付舵又はシリング舵に限る。） ロ　推進効率改良型船型（船尾装着フィン、バトックフロー船型、エラ船型、空気潤滑システム、船尾バルブ又はバルバスバウキャップに限る。） ハ　燃料改質器 ニ　船首方位制御装置 四　サイドスラスター 五　推進効率改良型プロペラ（プロペラ・ボス取付翼、ハイスキュー・プロペラ、可変ピッチ・プロペラ、二重反転プロペラ、ポッドプロペラ、プロペラ前部放射状型取付翼、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。） 六　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 七　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置
2	総トン数が二千トン以上の鋼船で第一号から第三号までに掲げる装置（第四号から第六号までに規定する船舶にあっては、それぞれ第四号から第六号まで又は第一号から第三号までに掲げる装置）の全てを有しているもの 一　別表一第一号から第十三号までに掲げる装置 二　1の項第二号から第五号までに掲げる装置 三　衝突予防援助装置 四　ボイラーを有する船舶にあっては、A重油専用ボイラー又は自動制御型ボイラー 五　荷役用暴露甲板の鋼製ハッチ・カバー（ポンツーン型のものを除く。）を有する船舶にあっては、その動力駆動装置 六　コンテナ船又は重量物運搬船（制限荷重が百トン以上の揚貨装置を有する船舶をいう。）にあっては、バラスト・タンクの遠隔制御装置

別表三　環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶

番号	船舶
1	電気推進船（別表二に掲げる船舶のうち、電気推進装置、推進効率改良型プロペラ（二重反転プロペラ、二軸型ポッドプロペラ又は二軸型可変ピッチプロペラに限る。）及び推進効率改良型船型（バトックフロー船型、エラ船型、空気潤滑システム又は船尾バルブに限る。）を有しているもの）
2	電気推進船に準ずる環境性能を有する船舶（別表二に掲げる船舶のうち、熱効率改良装置（排気ガスエコノマイザー、軸発電機装置又は冷却清水熱利用装置に限る。）、別表二1の項第三号イに掲げる装置、同号ロに掲げる装置（船尾装着フィンを除く。）、同項第四号に掲げる装置及び同項第五号に掲げる装置（ハイスキュー・プロペラ及びプロペラ前部放射状型取付翼を除く。）を有しているもの）

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一、三六〇円（本体一、三〇〇円）　（配送料別）